

群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業

の

申請期限が変わります

平成28年度治療終了分(平成28年4月1日以降治療終了分)～

平成28年度以降、群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業の申請期限は、

治療終了月の3か月後の月の末日 となります。

「治療が終了した日の属する年度末」ではありませんので御注意ください。

治療終了後、お早めの申請をおすすめします。

Q&A

Q.治療終了月とは？

- A. 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第3号)の「今回の治療期間」欄の末尾の日付が属する月です。



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

Q.治療終了月の3か月後の月の末日とは？

- A. 治療終了月の翌月から起算して3か月後の月の末日です。
ただし、その日が閉庁日(土日、祝日、年末年始)の場合はその翌日まで申請ができます。

例 治療期間が平成28年3月25日～平成28年6月18日の場合、6月が治療終了月となり、申請期限は平成28年9月30日となります。

6月	7月	8月	9月
6/18終了治療終了月	1か月後	2か月後	3か月後末日＝申請期限

※申請期限内であれば、複数回分をまとめて申請いただくこともできますが、上記のとおり1回分の治療が終わる度にその申請期限が決まってくるため、できる限り治療終了順に1回分ずつ申請いただくことをおすすめします。

※前橋市・高崎市在住の方は制度が異なりますので、お住まいの市に問い合わせ・申請をしてください。

(～H27年度)群馬県健康福祉部保健予防課母子・歯科保健係
(H28年度～)群馬県こども未来部児童福祉課母子保健係

TEL 027-226-2606